

佐賀県告示第百九十六号

佐賀県種畜検査条例（昭和三十四年佐賀県条例第三十三号）第四条第一項の規定により、平成二十一年度定期種畜検査を次のとおり実施する。

平成二十一年四月二十一日

佐賀県知事 古 川 康

一 検査の期日及び場所は、次のとおりとする。

期 日	場 所
五月二一日（月）	小城市牛津町 板橋種豚場

二 検査対象家畜は、八月齢以上の繁殖の用に供する豚の雄（家畜人工授精の用に供する種畜を除く。）のうち、現に種畜証明書を有するもの及び新たに種畜の指定を受けようとするもので、血統及び産地が明確なものでなくてはならない。

三 検査を受ける家畜の飼養者は、検査手数料として一頭につき八百円分の佐賀県収入証紙をはり付けた種畜検査願を、検査期日の十日前までに、管轄する家畜保健衛生所に提出しなければならない。

四 検査を受ける家畜の飼養者は、種畜証明書、血統登録証明書、種付台帳及び印章を準備しなければならない。